

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3121490号
(U3121490)

(45) 発行日 平成18年5月18日(2006.5.18)

(24) 登録日 平成18年4月19日(2006.4.19)

(51) Int.Cl.	F I				
GO 1 K 7/00 (2006.01)	GO 1 K	7/00	3 4 1 D		
GO 1 K 1/02 (2006.01)	GO 1 K	1/02	E		
A 6 1 B 5/01 (2006.01)	A 6 1 B	5/00	1 O 1 E		
A 6 1 B 5/00 (2006.01)	A 6 1 B	5/00	1 O 2 C		

評価書の請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号	実願2006-1287 (U2006-1287)	(73) 実用新案権者	506065817
(22) 出願日	平成18年2月24日 (2006.2.24)	廖 啓鴻	
		台湾台北県永和市秀朗路一段21号1楼	
		(74) 代理人	110000154
		特許業務法人はるか国際特許事務所	
		(72) 考案者	廖 啓鴻
		台湾台北県永和市秀朗路一段21号1楼	

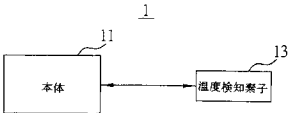
(54) 【考案の名称】 温度検知装置

(57) 【要約】

【課題】 体温変化をリアルタイムでモニターすることができる温度検知装置を提供する。

【解決手段】 少なくとも本体と温度検知素子とを含む温度検知装置において、前記本体は、第1の測定ユニットと、信号処理ユニットと、表示ユニットと、第1のインタフェースユニットとを備え、前記温度検知素子は、第2の測定ユニットと第2のインタフェースユニットとを備え、前記本体と所定の範囲の距離を隔てて設けられ、これにより前記本体が、前記第1の測定ユニットにより近端の体温測定を行い、前記温度検知素子の第2の測定ユニットより遠隔の体温測定を行い、前記遠隔の体温測定結果を前記第2のインタフェースユニットを介して前記第1のインタフェースユニットに伝送し、さらに前記信号処理ユニットに伝送し変換処理を行い、この変換処理された遠隔および／あるいは近端の体温測定結果を前記表示ユニットに表示させることができる。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

温度検知装置において、少なくとも

表示ユニットと、第 1 のインタフェースユニットと、信号処理ユニットと、第 1 の測定ユニットとを有し、前記第 1 の測定ユニットにより被測定者の体温の測定を行い、前記信号処理ユニットにより測定された結果を変換処理し、この変換処理された測定結果を前記表示ユニットに表示させる、本体と、

被測定者の体温の測定に用いられる第 2 の測定ユニットと第 2 のインタフェースユニットとを有し、前記本体と所定の範囲の距離を隔てて設けられ、前記第 2 の測定ユニットにより測定結果を前記第 2 のインタフェースユニットを介して前記第 1 のインタフェースユニットに伝送し、前記第 1 のインタフェースユニットにより前記信号処理ユニットに伝送し、前記測定結果を変換処理し、この変換処理された測定結果を前記表示ユニットに表示させる、温度検知素子と、

を備えることを特徴とする温度検知装置。

【請求項 2】

前記本体には、前記変換処理された測定結果が所定の温度範囲を超えているかを判定し、前記測定結果が前記温度範囲を超えている場合、指示を出すための判定ユニットがさらに設けられていることを特徴とする請求項 1 に記載の温度検知装置。

【請求項 3】

前記判定ユニットには、少なくともインジケータ、ブザーおよび振動器のいずれか一つを有することを特徴とする請求項 2 に記載の温度検知装置。

【請求項 4】

前記判定ユニットには、少なくともインジケータ、ブザーおよび振動器のいずれか一つからなり、指示を出力するための指示出力ユニットが外付けされていることを特徴とする請求項 2 に記載の温度検知装置。

【請求項 5】

前記表示ユニットは、少なくともスクリーンを備えることを特徴とする請求項 1 に記載の温度検知装置。

【請求項 6】

前記第 1 のインタフェースユニットは、ブルートゥース (blue tooth) (商標) 規格または赤外線伝送規格のいずれか一つの無線伝送インタフェースであることを特徴とする請求項 1 に記載の温度検知装置。

【請求項 7】

前記信号処理ユニットは、マイクロプロセッサチップであることを特徴とする請求項 1 に記載の温度検知装置。

【請求項 8】

前記第 1 の測定ユニットは、温度検知可能の材料からなるものまたは温度自動検知機能を有するチップであることを特徴とする請求項 1 に記載の温度検知装置。

【請求項 9】

前記温度検知素子には、少なくとも通気性テープ、弾力性バンド、バンドエイド、及び縛りテープのいずれか一つからなる固定ユニットがさらに設けられていることを特徴とする請求項 1 に記載の温度検知装置。

【請求項 10】

前記第 2 の測定ユニットは、温度検知可能の材料からなるものまたは温度自動検知機能を有するチップであることを特徴とする請求項 1 に記載の温度検知装置。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、温度検知装置に関し、より詳しくは、体温を測定するための温度検知装置に関するものである。

10

20

30

40

50

【背景技術】

【0002】

体温の測定に用いられる水銀柱式体温計、耳式体温計、電子式体温計、赤外線体温計、及び体温検知ラベル等は、既に市場に出回っている温度検知装置である。これらの温度検知装置は、被測定者の体温の変化を接触式または非接触式で検知することにより、被測定者の体温が正常の温度範囲にあるかを確認するものである。

【0003】

従来より、体温を測定する時というのは、体の具合が悪く、または病院で検査や治療を受ける場合に限り、上記の水銀柱式体温計、耳式体温計または電子式体温計等の温度検知装置によって被測定者の体温を測定していたのである。特殊な必要がある人または入院患者でなければ、毎日のように体温を定時的に測定することはほとんどない。しかしながら、現にある病症では、例えば重症急性呼吸器症候群（SARS）および鳥インフルエンザ等の伝染病で、その伝染時期は患者が熱を出した頃であるため、体温の高低がそれらの病症の確認のための有力な指標となっている。

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【0004】

従って、SARSおよび鳥インフルエンザの病症を発症しやすい時期において、政府機関や民間企業または一般の家庭では、体温の測定がこれらの病症の蔓延を阻止するための基本要件とみなされている。前記時期において、ビル、オフィスないし工場の出入口での体温の測定が必要であるほか、会社も職員の体温を1日少なくとも1回測定したり、家庭において親も子供の体温を測定したりしている。

【0005】

ところで、上述の温度検知装置は、接触式または非接触式で被測定者の体温を測定することができるが、これらの温度検知装置では、数多くの被測定者の体温の測定は、特定の人が長い時間をかけてこそ完了できるため、仕事や生活に極めて不便であり、仕事や作業効率にも影響を与えている。

【0006】

上述の温度検知装置の欠点を解決するために、胸元に掛られるような携帯型温度検知装置が知られている。被測定者はいつでも前記携帯型温度検知装置によって自身の温度を測定し、現在の体温を記録及び/または報告することができる。しかし、このような携帯型温度検知装置では、被測定者が測定しこの測定された結果を測定者に伝送しているため、この過程において測定者が被測定者の体温を即時に把握することができない。被測定者が重症患者である場合、このような測定方式によって患者の治療時機が遅延されてしまうおそれがある。

【0007】

また、前述の温度検知装置または携帯型温度検知装置にかかわらず、被測定者の体温変化が、体温の測定または記録の時点の温度結果のみによって判定できるが、この次の体温測定または記録の時点の前の体温変化の把握ができない。すなわち、上述の従来の温度検知装置のいずれも体温変化をモニターする効果がない。

【0008】

従って、本考案の考案者は、被測定者の体温変化を遠隔で測定するための温度検知装置を案出しており、この温度検知装置が特許出願番号第92211277号として台湾に出願されている。この温度検知装置は、本体と温度検知素子とを有しており、前記温度検知素子が、被測定者の身体に設置されており、被測定者の体温および体温変化を測定し、その測定結果を本体に伝送し表示させるものである。

【0009】

ナースステーションを例にして、前記温度検知装置の本体がナースステーションに設置され、または医師や看護婦の身体に付けられる一方、前記温度検知装置の温度検知素子が患者の身体に設けられている。温度検知素子の測定ユニットによって被測定者の体温が測

10

20

30

40

50

定され、前記温度検知素子の第2のインタフェースユニットを介して測定結果が前記本体に伝送されることにより、医師や看護婦が患者の体温および体温変化をリアルタイム (r e a l - t i m e) でモニターすることができる。

【0010】

しかしながら、上述の温度検知装置の本体自体では、体温の測定ができないことがあった。すなわち、医師や看護婦が前記温度検知装置を介して患者の体温を遠隔でモニターしている場合、医師や看護婦の身体に付けられている本体が、被測定者の体温を測定することができない。従って、医師や看護婦が前記本体を身体に付けて患者の病状を把握するためにいくつかの病室を見回っていると同時に、遠隔の被測定者の体温および体温変化をモニターすることができる。ところが、近端で測定する必要がある場合、すなわち、病室を見回られている患者の体温を測定する場合、体温測定装置を別途に準備しなければならない。このように、医師や看護婦の不便となるのみならず、ナースステーションには測定装置が別途に備わる必要があるため、非常に経済的ではなく、大きな負担にもなる。

10

【0011】

従って、上述の従来の温度検知装置のように、長時間の測定や被測定者の体温変化をリアルタイムでモニターすることができないなどの種々の欠点が克服され、被測定者の体温がモニターされると同時に、前記温度検知装置が被測定者の体温の測定にも用いられる温度検知装置の提供は、実に解決すべき課題である。

【0012】

そこで、以上のとおりの事情に鑑み、本考案は、被測定者の体温変化をリアルタイムでモニターすることができる温度検知装置を提供することを課題とする。

20

【0013】

また、本考案は、経済的 (c o s t e f f e c t i v e) な温度検知装置を提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0014】

上記の課題を解決するために、本考案に係る温度検知装置では、少なくとも本体と温度検知素子とを有している。この本体は、第1の測定ユニットと、信号処理ユニットと、表示ユニットと、第1のインタフェースユニットとを備え、前記第1の測定ユニットが被測定者の体温を測定して、その測定結果を前記信号処理ユニットに伝送し変換処理を行い、この変換処理された結果を表示ユニットに伝送して表示させるものである。この温度検知素子は、第2の測定ユニットと第2のインタフェースユニットとを備え、前記本体と所定の範囲の距離を隔てて設けられ、前記第2の測定ユニットが、被測定者の体温を測定して、その測定結果を前記第2のインタフェースユニットを介して前記第1のインタフェースユニットに伝送し、さらに前記信号処理ユニットに伝送し変換処理を行って、前記変換処理された結果を前記表示ユニットに表示させる。

30

【0015】

本考案では、被測定者の体温の測定を、本体及び/又は温度検知素子によって行うことができ、これにより表示ユニットが遠隔 (r e m o t e (リモート)) / または近端 (l o c a l (ローカル)) の体温測定結果を表示することができる。そこで、本考案によれば、従来技術のように本体が被測定者の体温を即時に測定することができないという種々の欠点を解決することができ、被測定者の体温変化をリアルタイムでモニターすることができるようになっている。

40

【0016】

また、本考案に係る温度検知装置は、温度検知素子の測定結果を受信できる受信器として用いられていると同時に、体温を直接測定するための測定器として用いられているため、従来技術のように使用者に負担がかかる問題を解決することができ、経済的な温度検知装置が図られる。

【考案を実施するための最良の形態】

【0017】

50

以下は、特定の実施例に基づいて本考案の実施方式を説明するものであり、この技術分野に精通した者は本考案のその他の利点や効果を明細書に記載の内容から容易に了解することができる。本考案は、その他の異なる実施例によって実施や応用したり、明細書に記載の内容も異なる観点や応用に基づき、本考案の精神を脱しない範囲で様々な修飾や変更が可能であり、そうした修飾や変更は本考案の請求範囲に入るものである。

【0018】

[第1の実施形態]

図1及び図2は、それぞれ、本考案に係る温度検知装置の第1の実施形態について説明するための図である。それらの図面を簡単化するために、本考案に係る要素のみを例示し、それらの要素の実際の形状またはサイズは、本考案の特徴ではなく、必要に応じて変更
10

【0019】

図1に示すように、温度検知装置1は、本体11と温度検知素子13とを有しており、前記温度検知素子13が前記本体11と所定の範囲の距離を隔てて設けられている。

【0020】

図2に示すように、前記本体11は、第1の測定ユニット110と、信号処理ユニット112と、表示ユニット114と、第1のインタフェースユニット116とを備えている。前記第1の測定ユニット110は、被測定者の体温を測定し、その測定結果を信号処理ユニット112に伝送し、前記信号処理ユニット112がその測定結果を変換処理し、さら
20

【0021】

前記第1の測定ユニット110は、接触式で体温を測定するものであって、例えば温度検知可能な材料からなる構造であってよく、測定の場合、前記本体11の第1の測定ユニット110が被測定者の身体に接触してこの被測定者の体温を把握できる。当然、前記第1の測定ユニット110が非接触式で体温を測定するものであってもよく、例えば赤外線検知のものである。この場合には、前記第1の測定ユニットが温度を自動的に検知するチップであってよく、これによって被測定者の体温を自動的に検知する。すなわち、接触式体温測定の構造または非接触式体温測定の構造であれば、いずれも本考案の第1の測定ユニット110に適用されることが可能であり、前記のそれらに限定されるものではない。

【0022】

前記信号処理ユニットは、例えば第1の測定ユニット110または温度検知素子13によって測定された結果を変換処理するマイクロプロセッサチップである。マイクロプロセッサチップの信号処理ユニットが従来のものであり、例えば台湾特許公告第58599号に関連の技術が開示されているため、ここでは詳しい説明を省略する。

【0023】

前記表示ユニット114は、前記信号処理ユニット112によって変換処理された測定結果を表示する。前記表示ユニット114は、例えば体温測定結果を表示するためのスクリーンであってよく、その表示された測定結果が数値（例えば36度であり、この数値は例えば初期温度パラメータ数値および改めて測定された温度パラメータ数値のいずれか一方または両方である。これについては後に詳しく説明する。）、図表（例えば温度曲線）
40、またはその他の適当な表示方式であってよい。このうち、本実施形態における表示ユニット114は、体温の測定結果の表示に用いられるが、前記表示ユニット114は、それ
に限定されるものではなく、例えば体温の測定時間及び体温の瞬間値、最大値ならびに最小値などの数値の表示に用いられてもよい。当然、前記表示ユニット114は、1つのスクリーンに限定されるものではなく、例えば前記本体11の測定結果、前記温度検知素子13の測定結果およびその他の表示すべきデータまたは状態を同時に観察できるように、2つ以上のスクリーンをそれぞれ設けられてもよい。しかも、前記表示ユニット114は、前記本体11の電力供給状態の表示に用いられてもよく、前記本体11に電力を供給するための素子は従来
の電力源（例えば電池）の任意のものでよい。

【0024】

前記第 1 のインターフェースユニット 116 は、前記本体 11 と前記温度検知素子 13 との間の無線通信の信号接続インタフェースとして、前記温度検知素子 13 からの信号を受信して、前記信号処理ユニット 112 に伝送して変換処理を行い、前記信号処理ユニット 112 が変換処理された測定結果を前記表示ユニット 114 に伝送して、前記表示ユニット 114 がその受信された信号を表示させる。前記第 1 のインターフェースユニット 116 は、例えばブルートゥース (blue tooth) (商標) 規格、赤外線伝送規格またはその他の均等な無線伝送インタフェースであってよいが、それらに限定されるものではない。

【0025】

前記本体 11 には、さらに、判定ユニット (図示せず) が設けられてもよく、前記判定ユニットが、変換処理された測定結果が所定の温度範囲 (例えば摂氏 36 度から摂氏 38 度まで) を超えているかを判定する。前記判定ユニットの判定結果が、測定結果がその温度範囲ではない場合、前記判定ユニットは指示を出す、その判定結果が逆である場合、判定ユニットは作用しない。前記判定ユニットには、さらに、指示出力ユニットが外付けられてもよく、前記指示出力ユニットは指示を出す。この指示出力ユニットは、測定結果が温度範囲の上下限を超えているかまたは指示作動状態を告知するための、例えばインジケータ、ブザー (buzzer)、振動器およびその他の適当なもののいずれか一つまたはそれらの組合せでよく、作動中の場合にインジケータを点滅させたり、体温が前記温度範囲の上下限を超えている場合に警告音を鳴らしたり、振動したり、これらを組合せて動作したりする。当然のように、前記判定ユニットには、例えばインジケータ、ブザー (buzzer)、振動器或いはその他の適当なもののいずれか一つまたはそれらの組合せが内蔵されてもよく、それらに限定されるものではない。しかも、前記判定ユニットは、本体 11 の電力供給状態の判定に用いられ、その判定結果を表示ユニットに伝送してもよい。

【0026】

上記のように、前記本体 11 の自体が被測定者の体温の測定に用いられ、前記本体 11 が被測定者の体温の測定に用いられる場合、前記第 1 の測定ユニット 110 は、接触式によって被測定者の体温を測定し、または非接触式によって被測定者の体温を測定するもののいずれか一つであってよく、前記判定ユニットが測定結果が所定の温度範囲内にあるかを判定し、所定の温度範囲内ではない場合に指示を出す。所定の温度範囲内にある場合に作用しない。ここでは、前記本体 11 は、測定された温度の記録を地区の異なる使用者が理解できるように、摂氏または華氏 ($^{\circ}\text{C} / ^{\circ}\text{F}$) に温度が切り換えできるものであってもよい。この温度の切り換えの原理が周知のものであるため、ここでは詳しい説明を省略する。

【0027】

図 2 に示すように、前記温度検知素子 13 は、第 2 の測定ユニット 130 と、第 2 のインターフェースユニット 132 とを備えている。前記第 2 の測定ユニット 130 は、被測定者の体温を測定し、その測定結果の信号を前記第 2 のインターフェースユニット 132 を介して前記本体 11 に伝送する。前記本体 11 の第 1 のインターフェースユニット 116 は、その信号を受信して、その信号を前記信号処理ユニット 112 に伝送して変換処理を行い、変換された後、その測定結果を前記表示ユニット 114 に伝送して表示させる。

【0028】

前記第 2 の測定ユニット 130 は、例えば温度検知可能の材料または素子からなる構成であり、若しくは温度自動検知機能を有するチップからなる構成または素子であってもよい。また、温度検知素子 13 は、例えば軟質材料からなるものであってよく、被測定者の身体の箇所例えば頭部、手部、頸部またはその他の箇所に貼り付けられることにより被測定者の体温を直接測定する。また、前記温度検知素子 13 は、取り外し可能の固定ユニット (図示せず) によって被測定者の身体に取り付けられてもよく、この固定ユニットは、例えば通気性テープ、弾力性バンド、バンドエイド、縛りテープ、または人体に重複して貼り付け可能なその他のものであってもよい。当然のように、前記第 2 の測定ユニット 1

30は、前記第2のインタフェースユニット132と互いに結合できる構成であり、測定を達成することができ、測定の結果を伝送できる効果を有するものであればよく、前記第2の測定ユニット130と前記第2のインタフェースユニット132とが実際の応用において結合される方式に限定されるものではない。

【0029】

換言すれば、前記温度検知素子13は、被測定者に直接貼り付けられる構造であり、上記の取り外し可能な固定ユニットによって直接被測定者の身体に貼り付けられてもよく、本実施形態においては、前記第2の測定ユニット130が接触式によって体温を測定することを例に説明しているが、前記温度検知素子13は、被測定者の身体に貼り付けられる構成であるか、または取り外し可能な固定ユニットによって直接被測定者の身体に貼り付けられるものであるか、若しくはその他の方式によって被測定者の体温を測定できるものであるかにかかわらず、前記第2の測定ユニット130が被測定者の身体に接触できるものであればよい。ただし、前記温度検知素子は、非接触式によって体温を測定し、例えば赤外線によって体温の測定を行ってもよく、この場合、前記温度検知素子13の第2の測定ユニット130が被測定者の身体に貼り付けられる代わりに、温度検知素子13が被測定者の上着に貼り付けられてもよい。すなわち、前記温度検知素子13および前記第2の測定ユニット130を実現するには、被測定者の体温を測定でき、かつ測定結果を本体11に伝送できるものであればよい。実際の応用において、その実現の方式はさまざまな修飾や変化が可能であり、前述のそれらの実施形態に限定されるものではない。

10

【0030】

また、本実施形態において、温度検知素子13が被測定者の頭部、手部または頸部に貼り付けられたことを例にして説明しているが、ここで、温度検知素子13は、被測定者の身体の体温の測定に適した任意の箇所に貼り付け又は設置でき、被測定者の体温を正確に測定することができるものであれば任意のものでよく、頭部、手部または頸部に限定されるものではない。

20

【0031】

前記第2のインタフェースユニット132は、温度検知素子13の測定結果を、第1のインタフェースユニット116を介して前記本体11に伝送する。前記第2のインタフェースユニット132は、前記第1のインタフェースユニット116に対応する伝送インタフェースであり、前記第1のインタフェースユニット116と前記第2のインタフェースユニット132とが対応してコミュニケーションできるものであればよく、本実施形態に限定されるものではない。

30

【0032】

本考案に係る温度検知装置1の応用では、前記温度検知素子13と前記本体11とが別々に測定の作業を行うことが可能である。一つの例として、前記本体11が近端用として設けられ、前記温度検知素子13が遠隔用として被測定者の身体に設けられ、これによって測定の結果が前記第2のインタフェースユニット132を介して前記本体11に伝送され、前記本体11がこの測定結果を処理して表示させる。前記本体11は、被測定者の体温を独自に測定してもよい。この場合、前記温度検知素子13を被測定者の身体に設置する場合、初期の温度パラメータ値を得るために、被測定者の体温をすぐに測定することもできる。また、前記温度検知素子13は、少なくとも一定の時間（例えば90秒）後、温度パラメータ値を更新しまたは次の測定されたパラメータ値を記録する。ここで、前記体温測定の時間パラメータは、90秒に限定されるものではなく、実際の必要に応じて連続的に測定したり、またはその他の変化や修飾も可能である。前記本体11が被測定者の体温を独自に測定する場合には、前記本体11の第1の測定ユニット110が被測定者の体温を測定した場合、次の温度変化の測定の参考基準として前記温度パラメータを記録してもよい。ここでは、前述の遠隔および近端は、実際の応用において温度検知素子と本体とが離れて作業している場合の相対位置のみを表しており、前記温度検知素子が遠隔用であり、また前記本体が近端用に決まっていることに限定されるものではない。

40

【0033】

50

例えば、医師や看護婦は、昼には患者の体温を前記本体 11 によって直接測定でき、夜には温度検知素子 13 が患者の身体に貼り付けられ、前記本体 11 が医師や看護婦のモニターしやすい箇所に設けられまたは病室を見回る際に身に付けられることができる。このように、患者の体温及びその変化をいつでもモニターできるため、その他の仕事に影響を与えるおそれがない。また、患者の体温を、前記本体 11 によって直接測定しまたは温度検知素子 13 によって測定するにかかわらず、その測定結果は、所定の温度範囲内に離脱場合に、医師や看護婦に分かるように警告指示を発することができ、さらに、医師や看護婦と患者との間の頻繁の接触を回避することができ、患者の体温変化状態を確実に且つ速やかに医師や看護婦に提供できるだけでなく、医師や看護婦の健康を保障することができる。

10

【0034】

[第 2 の実施形態]

図 3 は、本考案に係る第 2 の実施形態に基づいて描画された図面である。図 3 に示すように、温度検知装置 1' は、本体 11' と複数の温度検知素子 13' を備えている。ここで、本実施形態に係る温度検知装置 1' は、前述の実施形態の作用と同じであるため、本考案の特徴や利点がより分かり易くなるように、異なる構成や作用のみを説明し、その詳しい説明を省略する。

【0035】

図 3 に示すように、本実施形態と前述の実施形態と相違している点は、前記温度検知装置 1' では、複数の温度検知素子 13' がそれぞれ被測定者の身体に設けられ、1つの本体 11' でそれらの被測定者の体温に対して遠隔の体温測定およびリアルタイムのモニターを同時に行うこととともに、その本体 11' が例えば額式体温計または耳式体温計の測定具として用いられてもよい。

20

【0036】

養老所、工場または病院等被測定者の体温のモニターを必要とする機関や場所に本実施形態が適用される場合、複数の被測定者の身体に複数の温度検知素子 13' がそれぞれ設けられ、管理者、医者や看護婦が観察しやすくなる場所に、または管理者、医者や看護婦が身体につけられるように前記本体 11' が設けられてよい。そこで、温度検知素子 13' が各被測定者の体温およびその変化状況をすぐに前記本体 11' に伝送するとともに、医師や看護婦に告知するように、各被測定者のうちの誰かの体温が所定の温度の上下限を超えている場合に警告指示を発することができる。このように、管理者、医師や看護婦は、前記本体 11' を介して複数の被測定者の体温や変化をリアルタイムで把握してモニターすることができるとともに、被測定者の体温をいつでも前記本体 11' によって測定することができる。

30

【0037】

また、管理者、医師や看護婦が異なる位置において複数の被測定者の体温変化をモニターできるように、若しくは異なる管理者、医師や看護婦が被測定者の体温変化をモニターできるように、複数の本体 11'、例えば 2 つ以上の本体 11' が設けられ、すなわち、複数対複数の体温モニターが設けられてもよい。上記のように、本考案に係る温度検知装置の温度検知素子が一人または複数の被測定者の身体に自由に設けられることにより、被測定者の体温およびその変化を即時に把握することができるとともに、その測定結果を前記本体の信号処理ユニットに伝送して変換処理を行った後、表示ユニットを介して表示させることができる。前記温度検知素子が被測定者の体温およびその変化を測定し前記本体を介して表示させる場合に、前記本体自体が被測定者の体温の測定として用いられてもよい。実際の応用において、本考案に係る温度検知装置では、遠隔のリアルタイムモニターが実現されるだけでなく、前記本体の使用により被測定者の体温を直接且ついつでも測定することができる。また、遠隔および近端で制御を行うことができる温度検知装置によれば、額式体温計または耳式体温計等のような測定具を別途に購入すべきコストを節約できるようになっている。

40

【0038】

50

前述の２つの実施形態の説明によれば、主としてこの２つの実施形態がナースステーションの環境に適用される場合を例にして説明している。ただし、実際の応用において、本考案に係る温度検知装置を例えば工場の各区域、病院にある異なる診察病棟等のその他の体温測定の仕事が必要とする環境に広範に応用することができる。また、実際の応用において、前記本体と前記温度検知素子とがちょっとかけ離れたような状況下に適用する場合、遠隔のモニターが確保され信号の伝送が正しくなるように、例えば波長増強器またはその他の信号伝送増強の適当な装置やデバイスを選択することが可能である。

【 0 0 3 9 】

上記のように、これらの実施の形態は本考案の原理およびその効果を例示する目的で示すものであり、本考案は、これらによって何ら限定されるものではない。本考案に係る実質的な技術内容は、実用新案登録請求の範囲に定義される。本考案はこの技術分野に精通したものが実用新案登録請求の範囲を脱しない範囲で色々な修飾や変更が可能であり、そうした修飾や変更は本考案の請求範囲に入るものである。

10

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 4 0 】

【 図 1 】 本考案の第 1 の実施形態の温度検知装置を模式的に示したブロック図である。

【 図 2 】 本考案の第 1 の実施形態における本体及び温度検知素子を模式的に示したブロック図である。

【 図 3 】 本考案の第 2 の実施形態の温度検知装置を模式的に示したブロック図である。

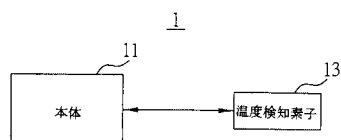
【 符号の説明 】

20

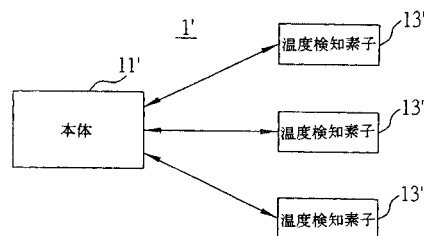
【 0 0 4 1 】

1, 1' 温度検知装置、11、11' 本体、110 第1の測定ユニット、112 信号処理ユニット、114 表示ユニット、116 第1のインタフェースユニット、13, 13' 温度検知素子、130 第2の測定ユニット、132 第2のインタフェースユニット。

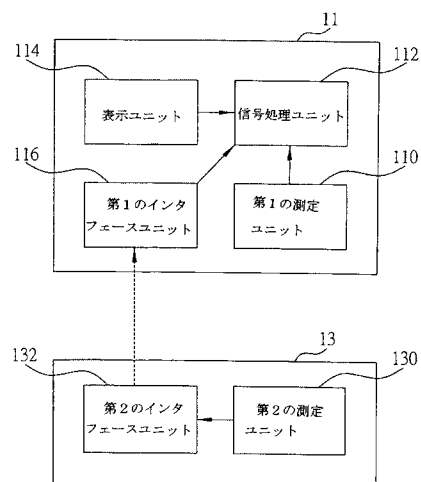
【 図 1 】



【 図 3 】



【 図 2 】



专利名称(译)	温度检测装置		
公开(公告)号	JP3121490U	公开(公告)日	2006-05-18
申请号	JP2006001287U	申请日	2006-02-24
[标]申请(专利权)人(译)	廖启鸿		
申请(专利权)人(译)	廖 启鸿		
当前申请(专利权)人(译)	廖 启鸿		
[标]发明人	廖 启鸿		
发明人	廖 启鸿		
IPC分类号	G01K7/00 G01K1/02 A61B5/01 A61B5/00		
FI分类号	G01K7/00.341.D G01K1/02.E A61B5/00.101.E A61B5/00.102.C		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：提供一种能够实时监测体温变化的温度检测设备。解决方案：在包括至少体温的感测元件，其中所述主体包括第一测定单元，信号处理单元，显示单元，第一接口单元，所述温度感测的温度感测装置元件包括第二测量单元和第二接口单元，其中主体通过第一测量单元测量近端的体温，并且执行远离温度检测元件的第二测量单元的体温测量并且远程体温测量结果通过第二接口单元传输到第一接口向信号处理单元执行转换处理，并在显示单元上显示转换的远程和/或近端体温测量结果。

